

答申保第77号
令和6年8月16日
(諮問保第98号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条の規定に基づき、令和5年9月22日付けで「私の息子である〇〇が令和〇年〇月〇日もしくは〇月〇日に〇〇警察署に対して相談した内容を記載した苦情・相談処理票」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し実施機関は、令和5年9月29日付け鹿総第150号で、保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和5年10月3日付けで実施機関の上級庁である鹿児島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分を取消すとの裁決を求めるものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 令和〇年〇月〇日深夜の相談から〇日後に息子が自死した。息子が何に悩み苦しんでいたのか親として知る権利がある。

イ 私たち夫妻は、息子が自死する〇日前に〇〇警察署に相談した内容（息子の相談事・悩み事等）の最後の息子の気持ち、思いを純粋に聞きたいだけである。何故、開示できないのか意味が分からない。

有識者で検討していただけるとのことだが、もし自分の子どもが同じ立場ならと置き換えてよく考えてほしい。

ウ あわせて弁護士を立て民事裁判を起こすので、民事裁判に提出する資料として改めて開示請求を求める。

3 審査請求に対する諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関から提出された弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 対象保有個人情報

あなたの息子である〇〇が令和〇年〇月〇日もしくは〇月〇日に〇〇警察署に対して相談した内容を記載した苦情・相談処理票

(2) 対象保有個人情報が記録された公文書

実施機関では、県民等から寄せられた相談、苦情、要望、意見、請願その他の申出については、「警察安全相談業務の的確な推進について（通達）」（令和3年3月29日付け鹿相第64号ほか）及び「鹿児島県警察苦情等処理規程の運用について（通達）」（令和2年12月28日付け鹿相第247号ほか）に基づき、鹿児島県警察情報管理システムで運用している苦情・相談等事案管理業務（以下「管理システム」という。）に登録し、その受理から処理に至るまでの業務を一元的に管理している。

本件開示請求においては、請求の対象である保有個人情報が記録された公文書名として「苦情・相談処理票」と記載されているが、正しくは「苦情・相談等事案処理票」であり、同処理票は、管理システムから出力した文書である。

なお、鹿児島県警察文書管理規程（平成13年鹿児島県警察本部訓令第18号）により、その保存期限は3年と定められている。

(3) 不開示決定の理由

ア 審査請求人の息子に関する情報の法第78条第1項第2号（開示請求者以外の個人に関する情報）の該当性について

本件開示請求は、審査請求人の息子が警察に相談した内容を記載した苦情・相談等事案処理票中の息子に係る保有個人情報の開示を求めるものであるが、仮に当該保有個人情報が存在するとした場合、それが開示請求者たる審査請求人を本人とする保有個人情報ではない以上、法第78条第1項第2号に規定する「開示請求者以外の個人に関する情報」に該当することは明らかである。

一方、審査請求人は審査請求書において「親として知る権利がある」と主張している。この点、同号ただし書は、同号の適用除外となる情報について規定しているが、開示請求者の親族等、開示請求者と一定の関係性を有することのみを理由として同号の適用除外とするものは見当たらない。

また、同号に規定する「個人に関する情報」は、法第2条第1項に規定する「個人情報」とは異なり、生存する個人するだけでなく、死亡した個人に関する情報も含まれると解されている。

以上のことから、本件開示請求に係る保有個人情報は、法第78条第1項第2号の規定により不開示とされる開示請求者以外の個人に関する情報に該当する。

イ 法第81条（存否応答拒否）を適用した本件処分の適法性

法第81条は、「開示請求者に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在してい

るか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できる」旨規定している。この点、本件開示請求は前述のとおり、審査請求人の息子が警察に相談した内容を記載した苦情・相談等事案処理票という開示請求者以外の個人に関する保有個人情報について開示を求めるものであり、仮にその有無について回答すれば、それ自体が、「息子が警察に相談した事実の有無」という開示請求者以外の個人に関する情報を開示することになる。

したがって、本件開示請求については、当該保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、法第78条第1項第2号の規定により不開示とされる開示請求者以外の個人に関する情報を開示することとなることから、法第81条を適用した原処分は適法である。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

| 年 月 日 | 審 査 の 経 過 |
|------------|------------------------------|
| 令和5年10月19日 | 諮問を受けた。 |
| 12月4日 | 諮問実施機関から弁明書の写しを受理した。 |
| 12月22日 | 諮問実施機関から反論書の写しを受理した。 |
| 令和6年2月28日 | 諮問の審議を行った。(諮問実施機関から処分理由等を聴取) |
| 3月27日 | 諮問の審議を行った。 |
| 5月22日 | 諮問の審議を行った。 |
| 6月26日 | 諮問の審議を行った。 |

(2) 審査会の判断

実施機関は、上記3(3)のとおり、請求に係る保有個人情報の存否を答えること自体が、法第78条第1項第2号で不開示とされている開示請求者以外の個人に関する情報を開示することになるとして、法第81条の規定により、請求に係る保有個人情報の存否を明らかにしないで不開示としたとしている。

審査請求人は、上記2(2)のとおり、本件処分の取消しを求めていることから、法第78条第1項第2号の不開示情報該当性及び法第81条の保有個人情報の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した決定の妥当性について検討する。

ア 法第78条第1項第2号（開示請求者以外の個人に関する情報）該当性について

(ア) 法第78条第1項第2号

法第78条第1項第2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示

請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

また、同号に規定する「個人に関する情報」は、法第2条第1項に規定する「個人情報」とは異なり、生存する個人だけでなく、死亡した個人に関する情報も含まれると解されている。

なお、同号ただし書において、「イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかの情報に該当する情報については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定している。

(イ) 本件対象保有個人情報の法第78条第1項第2号該当性について

本件開示請求の対象となる苦情・相談等事案処理票は、県民等から寄せられた相談等について、その受理から処理に至るまでの業務を一元的に管理したものであり、その記載内容から相談等を行った者が識別される情報である。

本件対象保有個人情報は、仮に存在するとすれば、特定の個人が実施機関に相談したという審査請求人以外の特定の個人（死亡した個人を含む。）を識別することができるものであることから、法第78条第1項第2号本文に該当すると認められ、また、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないものと認められる。

したがって、本件不開示情報を、法第78条第1項第2号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

イ 保有個人情報の存否を明らかにしないで不開示とすることの妥当性について

(ア) 法第81条

法第81条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

本条にいう「開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る保有個人情報が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された保有個人情報の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。

(イ) 処分の妥当性

本件対象保有個人情報は、上記ア(イ)のとおり、その存否を答えるだけで、審査請求人以外の個人が実施機関に相談したという事実の有無を明らかにすることになる。

したがって、本件対象保有個人情報の存否を答えることは、それだけで法第78条第1項第2号に該当する不開示情報を開示することとなるため、保有個人情報の存否を明らかにしないで不開示とした実施機関の判断は妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付言

法における「個人情報」とは生存する個人に関する情報であつて、死者に関する情報は含まれないとされている。

ただし、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人を本人とする個人情報に該当するとし、この場合には、当該情報は、開示等請求の対象となると解されている。

そして、「遺族等の生存する個人を識別することができる場合」とは、開示請求者が遺族であることのみでこれに該当するものではないが、当該情報の記載内容、実施機関において保有する他の情報、当該他の情報と容易に照合することの可否等も踏まえ、個別具体の状況に即して判断する必要があるとされていることに留意されたい。